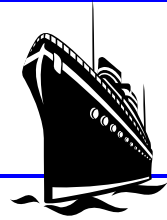


MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

船主責任制限額が大幅に引き上げられます

2012年4月19日、IMO法律委員会において、船主責任制限条約（LLMC）1996年議定書（以下「1996年LLMC」）の規定する船主責任制限額（人損・物損）を約5割引き上げる修正案（以下「新制限額」）が採択されました。

新制限額は、今回の採択から3年後の2015年4月19日に発効する見込です。

今号では、今回の船主責任制限額の引き上げの概要について以下の通りご案内します。

（※）船主責任制限制度の概念・目的

「船主責任制限」とは、予期できない海難によって船主が莫大な賠償責任を負い船主経済を破綻させることのないように配慮し、海運業を保護育成する目的で、船主が負うべき賠償責任の金額について一定の制限を設ける制度です。

責任制限額は、対象の船舶の国際総トン数に応じて、人損と物損それぞれ規定されており、船主に対して債権を有する者の間で、それぞれの債権額に応じて責任制限額を配分する仕組みです。

◆ 責任制限額引き上げの経緯

今回のIMO法律委員会での議論においては、過去に船舶海難による燃料油汚濁で大きな被害を受けたオーストラリアが、環境保全意識の高い国々を巻き込んで、現行の1996年LLMCに基づく責任制限額を2.5倍に引き上げることを提案しました。基本的に責任制限額の引き上げには慎重な立場の日本をはじめとした主要海運国との間で大きな議論となりました。

最終的には、1996年からの批准各国の物価上昇率である約5割の引き上げとする、日本の提出した対案が、批准国から多くの支持を得て採択されました。

◆ 【新旧責任制限額の比較】（単位：SDR）

【人損】

対象船舶の国際総トン数に応じた責任制限額	1996年LLMC	新制限額
2,000トン以下の船舶	2,000,000 SDR	3,020,000 SDR
2,001トン～30,000トン以下のトン数への加算	800 SDR/トン	1,208 SDR/トン
30,001トン～70,000トン以下のトン数への加算	600 SDR/トン	906 SDR/トン
70,000トンを超えるトン数への加算	400 SDR/トン	604 SDR/トン

【物損】

対象船舶の国際総トン数に応じた責任制限額	1996年LLMC	新制限額
2,000トン以下の船舶	1,000,000 SDR	1,510,000 SDR
2,001トン～30,000トン以下のトン数への加算	400 SDR/トン	604 SDR/トン
30,001トン～70,000トン以下のトン数への加算	300 SDR/トン	453 SDR/トン
70,000トンを超えるトン数への加算	200 SDR/トン	302 SDR/トン

(※) SDR (特別引出権 : Special Drawing Rights)

IMFの定める価値単位であり、日本円・USドル・ユーロ・英ポンドの4通貨バスケット方式 (一定の割合で加重平均する方式) により算出されます。

SDRはIMF Website (http://www.imf.org/external/np/fin/data/rms_sdrv.aspx) で参照可能です。

参考値 : ¥121.70 / SDR (2012年5月22日現在)

◆ まとめ

今回採択された責任制限額引き上げの対象となるのは1996年LLMCの批准国 (※) で責任制限手続を行う場合のみであることに注意を要します。

(※) 主要国の批准状況

① 1996年LLMCの主な批准国

日本・ドイツ・フランス・イギリス・ノルウェー・スペイン・ロシア・キプロスほか

② 1976年LLMCの批准国であり、1996年LLMCを批准していない主な国々

中国・ギリシャ・オランダ・ニュージーランド・シンガポール・トルコほか

③ いずれのLLMCも批准していない (国内法で独自に責任制限を定める) 国々

米国 (原則、航海終了時の船価を限度とする) ・アルゼンチンほか

今回の修正により、1996年LLMC批准国で新しく適用される責任制限額と1996年LLMC批准国以外で適用される責任制限額との開差がより大きくなり、どこの国の法律に準拠するか (責任制限手続を行うか) で、高額な賠償事案における解決の結果が非常に大きく変わってくる可能性があります。

(※) 新制限額と1976年LLMCの制限額 (物損) の比較の例 (単位 : 百万円)

(上記SDR参考値を適用し円貨換算した制限額の目安)

国際総トン数	1976年LLMC	新制限額
2,000	51	184
5,000	112	404
10,000	213	772
50,000	924	3,345
100,000	1,531	5,550

特に船舶衝突事案で責任制限が問題となるような場合には、より有利な準拠法の適用を選択することが、今まで以上に非常に重要となります。

以上

参考 :

・ IMO (国際海事機関) Website:

[http://www.imo.org/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/Convention-on-Limitation-of-Liability-for-Maritime-Claims-\(LLMC\).aspx](http://www.imo.org/About/Conventions/ListOfConventions/Pages/Convention-on-Limitation-of-Liability-for-Maritime-Claims-(LLMC).aspx)

・ IMF (国際通貨基金) Website

・ UK P&I CLUB Website